

三原市告示第 1 4 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき，大規模小売店舗の変更届出がなされたので，同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 2 8 年 1 2 月 7 日

三原市長 天 満 祥 典

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エスポ三原

三原市城町二丁目 6 0 2 - 3 5 9

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって代表者の氏名

映クラ株式会社 代表取締役 山西 健三

広島県福山市引野町三丁目 2 3 番 3 1 号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所
映クラ株式会社	代表取締役 山西 佑育	福山市引野町三丁目 2 8 番 1 4 号

(変更後)

名称	代表者	住所
映クラ株式会社	代表取締役 山西 健三	福山市引野町三丁目 2 3 番 3 1 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更①

(変更前)

小売業者		住所
名称	代表者	
日本デジタル有限公司	代表取締役 濱田 恵子	尾道市天満町16番13号
株式会社エブライ	代表取締役 岡崎 雅廣	福山市南蔵王町二丁目10番22号
はるやま商事株式会社	代表取締役 治山 正史	岡山県岡山市表町一丁目2番3号

(変更後)

小売業者		住所
名称	代表者	
日本デジタル有限公司	代表取締役 濱田 恵子	尾道市高須町5617番地の6
株式会社エブライ	代表取締役 岡崎 雅廣	福山市南蔵王町一丁目6番11号
はるやま商事株式会社	代表取締役 治山 正史	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号

変更②

(変更前)

小売業者		住所
名称	代表者	
株式会社エブライ	代表取締役 岡崎 雅廣	福山市南蔵王町一丁目6番11号

(変更後)

小売業者		住所
名称	代表者	
株式会社エブライ	代表取締役 岡崎 浩樹	福山市南蔵王町一丁目6 番11号

4 変更の日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

映クラ株式会社 平成23年4月22日 (住所)

平成27年7月16日 (代表者)

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更①

日本デジタル有限会社 錯誤

株式会社エブライ 平成27年7月1日

はるやま商事株式会社 平成21年4月1日

変更②

株式会社エブライ 平成27年12月25日

5 届出年月日

平成28年12月7日

6 届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課 (三原市役所5階)

7 届出等の縦覧期間及び時間帯

平成28年12月7日から平成29年4月7日の午前8時30分から午後5時15分、ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から4月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成 2 9 年 4 月 7 日

三原市経済部商工振興課